

議案第37号

木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部改正について

木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第122号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月31日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

子育て支援医療費助成制度において、満15歳に達する日以後最初の3月31日の翌日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの診療に係る入院及び入院外医療費についても支給対象とするため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例（平成19年木津川市条例第122号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 乳幼児及び児童 出生の日から満<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 乳幼児及び児童 出生の日から満<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>（2）～（4） （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例の規定は、令和5年12月1日以後に受けた診療分について適用し、令和5年11月30日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	木津川市子育て支援医療費の支給に関する条例の一部改正について	
担 当 課	国保年金課 医療係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>現行制度で15歳到達年度末(中学校卒業)までが対象となっている入院及び入院外(医科外来、歯科、調剤等)医療費助成について、18歳到達年度末(高校卒業)までが対象となるよう制度を拡充します。</p> <p>令和5年9月から京都府において、子育て支援医療費助成制度の拡充が行われ、3歳～12歳年度末(小学校卒業)までの入院外医療費も補助対象となることから、負担減となる市の財源を18歳到達年度末(高校卒業)までの入院及び入院外の医療費に充て、市制度の拡充をします。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府において子育て支援医療あり方検討開始。検討会の内容に沿って試算等開始。(令和4年9月) ・京都府より制度の拡充内容・開始時期について通知。(令和5年3月) ・京都府の制度拡充により確保できる財源を、子育て支援医療へ活用することについて部内で協議。(令和5年4月～5月) ・上記内容について、関係部署と協議。(令和5年6月) ・調整会議(令和5年7月5日)、政策会議(令和5年7月13日) 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	3 健康
	施策	② 福祉医療 ア. 安心医療の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度(令和5年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度) 20,598千円(子育て支援医療費助成事業費、基幹業務システム維持管理事業費)	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>すべての世代が安心して健やかに暮らせるまちづくりのため、子育て支援施策を充実し、こどもの健康を守り、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。</p> <p>令和11年度までの対象年齢の人口は横ばいであるため、令和6年度から令和11年度の経費に大きな変化はない見込みです。なお、令和12年度以降の対象年齢は減少傾向にあります。</p>	